

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例等の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の特別給を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例等の一部を改正する条例**

(青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条中「第 2 条第 1 項、」を削り、「ならびに第 1 8 条第 2 項」を「、第 1 8 条第 2 項ならびに第 1 9 条第 2 項第 1 号」に改め、「、第 2 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 0 号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」

と」を削り、「任期付職員採用条例」を「青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成２７年条例第３０号）」に、「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に、「１００分の１９０」を「１００分の８０」に、「とする」を「と、第１９条第２項第１号中「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１１２．５」とする」に改める。

第６条中「、第１７条の２、第１９条および第１９条の２」を「および第１７条の２」に改める。

（青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第２条 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成１６年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１６条の２を削る。

第２２条第３項中「、第１４条および第１６条」を「および第１４条」に改める。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。